

第6次東秩父村総合振興計画

基本構想（2021年度～2028年度）

埼玉県 東秩父村

目 次

第 1 部 序論

1	第 6 次総合振興計画の策定にあたって	3
1-1	計画策定の趣旨	3
1-2	計画の策定方針	3
1-3	計画の構成	4
1-4	計画期間と目標年次	6
2	第 6 次総合振興計画の背景	7
2-1	東秩父村を取り巻く諸情勢～世界的、広域的な視点から～	7
2-2	東秩父村の現状と課題	13

第 2 部 基本構想

	<基本構想の概要>	27
1	村づくりのビジョン	29
1-1	東秩父村自治基本条例と村民憲章	29
1-2	東秩父村の 10 年後のありたい姿	30
2	施策の大綱	31
2-1	健康・福祉分野	32
2-2	産業・交流分野	34
2-3	防災・環境分野	36
2-4	教育・文化分野	38
3	人口の将来展望の検証	40

第 1 部 序論

1 第6次総合振興計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本村では、平成31（2019）年4月1日に、自治に関する最高規範である「東秩父村自治基本条例」（以下「本条例」という。）を施行しました。本条例は、本村の自治の基本原則や村政運営の基本的事項等を定めたもので、村民主体の村づくりを協働して推進し、自治の発展を目指すことを目的としています。また、議会及び村の執行機関は、村の最上位計画である総合振興計画の策定に当たって、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図ることとしています（本条例第2条、第19条）。

さて、平成23（2011）年に策定した第5次総合振興計画は、令和2（2020）年度に最終年度を迎えました。また、本村の人口動向を分析し将来展望を示す「人口ビジョン」及びそのビジョンをもとに今後の目標や施策の基本的方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も新たに策定すべき時期を迎えています。そこで、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本条例の理念を踏まえつつ、「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も含めた、新たな総合振興計画策定に取り組むものとし

1-2 計画の策定方針

本条例第5条では、村民、議会及び村の執行機関は次の基本原則に基づき、村づくりを進めることとしています。

- ① 自治の主体は村民であり、自治の主権は村民にあります。
- ② 村民の積極的な参加による村づくりを推進します。
- ③ 協働による村づくりを推進します。
- ④ 村民、議会及び村の執行機関は、互いに情報を共有し、村づくりを進めます。

上記基本原則にあるとおり、東秩父村の自治の主体は村民であり、自治の主権は村民にあります。また、本条例第6条、第7条では村民は村づくりに参加する権利、村づくりに関する情報を知る権利を有し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとしています。中長期の村づくりの計画である第6次総合振興計画についても、村民主体の実効性ある計画とするためには、策定段階からの村民の積極的な参加が欠かせません。そのため、第6次総合振興計画は以下の基本的な考え方に基づいて、策定を進めます。

○ 村民が主体となった計画づくり

第6次総合振興計画のうち、地域の長期展望を定める基本構想については、村民ワークショップや、村づくりの計画（総合振興計画）に関する意識調査等における村民の意見を最大限尊重して策定します。一方、行政を対象とした中期計画である基本計画については、村職員主体により策定を進めます。

○ 協働できる計画づくり

村民と行政が協働して村づくりに取り組むことができるように、地域社会の将来の目標達成に向けて、各々の役割を基本構想に明文化することとします。

○ 実効性のある計画づくり

村の最上位計画である第6次総合振興計画との整合性を図るため、予算、人事評価といった行政のさまざまなシステム（仕組み）の見直しを順次進めていきます。総合振興計画と各システムの方向性を揃えることで、実効性のある計画としていきます。

1-3 計画の構成

「第6次東秩父村総合振興計画」は、基本構想及び基本計画から構成されます。

○ 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として、基本構想を策定します。基本構想は村民主体で策定し、本条例における村民と行政の役割を具現化し、協働できる計画とします。「人口ビジョン」は基本構想に含むものとします（対象：地域 策定主体：村民）。

○ 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の役割をより具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、基本計画に含むものとします（対象：行政 策定主体：行政）。

計画の体系図

期間	種類	内容	策定方法	各主体の役割
普遍的	基本理念	基本理念：東秩父村自治基本条例 村民憲章	—	—
長期	基本構想	基本構想 (対象：地域、策定主体：村民) ※人口ビジョン含む	村民主体で策定（村民ワークショップ等における意見を最大限尊重して策定）	村民と行政の役割を記載
中期	基本計画	基本計画 (対象：行政、策定主体：行政) ※総合戦略含む	行政主体で策定	行政の役割を記載

※村民…住民（本村の区域内に住所を有する人）のほか、村内で働く人、学ぶ人、活動する人又は団体

※行政…村の執行機関

※本村の自治の基本原則並びに自治に関わる各主体（村民、議会及び村の執行機関等）の役割や責任については、東秩父村自治基本条例（資料編掲載）に記載しています。

1-4 計画期間と目標年次

基本構想は8年間とし、村の長期的な将来像を展望する計画とします。基本計画は前期・後期で各4年間とし、村長任期期間と整合性をとることとします。ただし、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとします。

計画の期間

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
基本構想	8年間（人口ビジョン含む）								
基本計画	4年間（前期）					4年間（後期）			
総合戦略	4年間					4年間（予定）			
村長任期	令和2年9月～令和6年9月					令和6年9月～令和10年9月			

2 第6次総合振興計画の背景

2-1 東秩父村を取り巻く諸情勢～世界的、広域的な視点から～

世界的な高齢化の進行や感染症の流行など、社会情勢は常に変化を続けており、村づくりにも大きな影響を与えています。第6次総合振興計画策定にあたっての背景として、まず世界的、広域的な視点から、時代の潮流を見ていきます。

(1) 世界的な高齢化の進行

令和元（2019）年の高齢者の総人口に占める割合を比較すると、日本は 28.4%で最も高く、次いでイタリア（23.0%）、ポルトガル（22.4%）、フィンランド（22.1%）、ギリシャ（21.9%）、ドイツ（21.6%）など、ヨーロッパ諸国が続いています。

高齢者人口の割合（上位10か国）（令和元（2019）年）

順位	国・地域	総人口 (万人)	65歳以上人口 (万人)	総人口に占める 65歳以上人口の割合 (%)
1	日本	12,617	3,588	28.4
2	イタリア	6,055	1,393	23.0
3	ポルトガル	1,023	229	22.4
4	フィンランド	553	122	22.1
5	ギリシャ	1,047	230	21.9
6	ドイツ	8,352	1,801	21.6
7	ブルガリア	700	149	21.3
8	マルティニーク（フランス領）	38	8	21.0
9	クロアチア	413	86	20.9
10	マルタ共和国	44	9	20.8

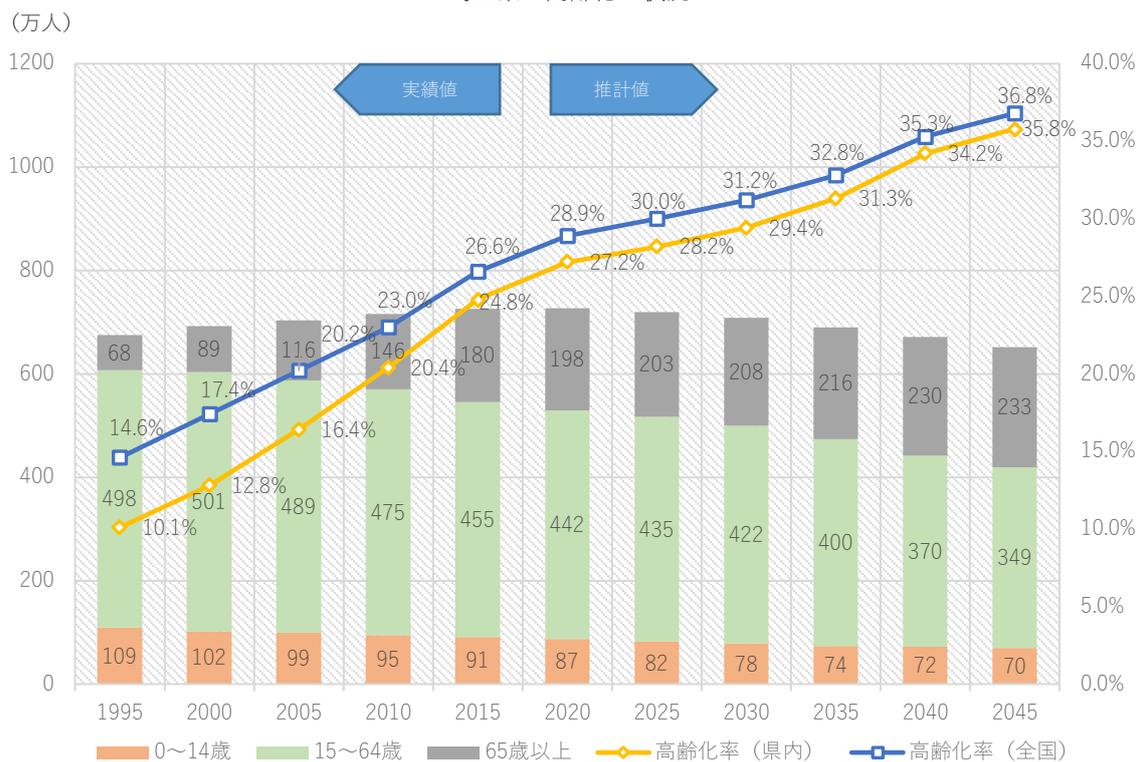
出典：日本の値は総務省「人口推計」

他国は、World Population Prospects:The 2019 Revision（United Nations）

注：日本は9月15日現在、他国は7月1日現在

日本は世界的にみても早い速度で少子高齢化が進んできましたが、一貫して人口増加を続けてきた埼玉県は、全国的に見ても平均年齢が若い県と言われてきました。しかし、今後は他県と同様に総人口の減少と65歳以上の高齢者人口の増加が続く見込みです。令和27(2045)年には高齢化率は35.8%と、3人に1人が高齢者になると推計されています。

埼玉県の高齢化の状況



出典：1995年～2015年：総務省「国勢調査」

2020年～2045年：全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

埼玉県の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 新型コロナウイルスへの対応

令和2（2020）年4月及び令和3（2021）年1月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。新型コロナウイルスの収束には一定の時間がかかるものと予想されています。先行きが見えない中、新型コロナウイルスと当面共存する「ウィズコロナ」、そして収束後の「アフターコロナ」に向けて、以下の状況を考慮したうえで対策を講じる必要があります。

○ 働き方の見直し

感染リスク低減のため、令和2（2020）年の前半には、交代勤務や時差出勤、在宅勤務などの制度がさまざまな職場で導入されました。特に在宅勤務については、どこに住んでいても働けるということもあり、採用段階から居住地の条件をなくしたり、転勤をなくす企業が増えたりするなど、今後も定着する可能性があります。政府も中小企業に対して、在宅勤務に必要な機器導入の支援等を進めています。在宅勤務制度の普及に伴い、地方への移住・定住を希望する人も現れ始めています。

○ 新しい観光

新型コロナウイルスは、観光業にも大きな影響を与えました。国境を越える移動が制限されたこともあり、インバウンド*等の回復は当面難しいものと見込まれています。県境を越える移動についても先行きが見通せない中、地元の良さに目を向けて楽しむ「マイクロツーリズム」の考え方が注目を集めています。また、環境省は国立公園などで仕事と休暇を両立する「ワーケーション」を推進しています。

※外国人が日本を訪れる旅行

○ 感染症への対応を強化した行政の構築

新型コロナウイルスの流行に伴い、患者急増による医療崩壊や一斉休校に伴う児童・生徒・学生の学習の遅れなどが懸念されました。また、地球温暖化などの影響で、集中豪雨や大型台風による被害も増えており、避難所等における「感染症と自然災害の複合災害」に備えることが求められています。

また、令和2（2020）年の世界経済、日本経済はかつてない速度で失速し、感染症の収束の見込みが立たない中、先行きが不透明な状況が続いています。村民や事業者のニーズに的確かつ素早く対応するためにも、感染症への対応を強化した行政を構築することが欠かせません。

(3) 持続可能な開発目標 (S D G s) ^{エス・ディー・ジーズ} への対応

S D G sとは、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のために、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の国際目標を定めています。

日本政府としても、「自治体は S D G s 実施における不可欠なパートナー」であり、「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては、S D G s の要素を最大限反映することを奨励」することとしています（「地方創生に向けた S D G s の推進について」平成 31 (2019) 年 3 月内閣府地方創生推進事務局）。

また、埼玉県庁も「埼玉県版 S D G s」推進のベースとなる官民連携の場として、「埼玉県 S D G s 官民連携プラットフォーム」を設置しており、本村も参加しています。

なお、S D G s は 17 の大きなゴール (目標) とそれらを達成するためのターゲット及び 232 の指標で構成されています。232 の指標はグローバルな視点で設計されたものであり、日本国内の自治体の実情に合わないものもあります。内閣府地方創生推進事務局は、便宜的に自治体レベルで使用可能な指標を「地方創生 S D G s ローカル指標」(例：目標 1 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、ローカル指標「人口 1 人当たりの教育費」等) として策定しました。本村の取組においては、この「地方創生 S D G s ローカル指標」を参考として進めるものとします。

S D G s の 17 の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子エンパワメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の、水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。

目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエント*なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る。 ※柔軟性、弾力があるさま
目標 10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



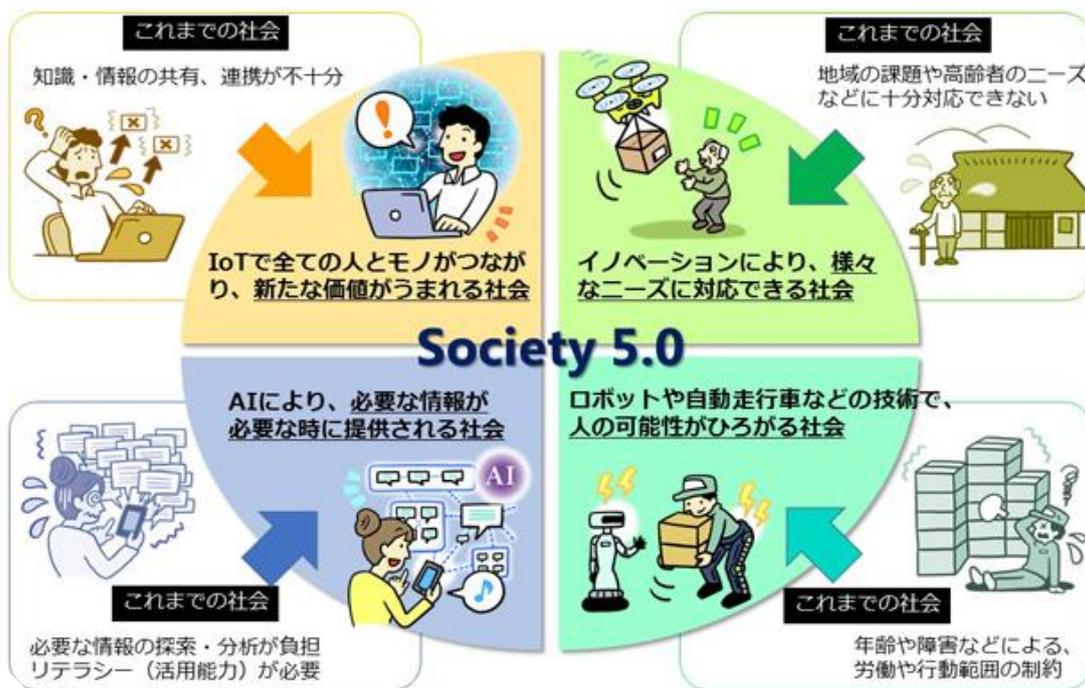
ロゴ：国連広報センター作成

ソサエティ (4) Society 5.0 への対応

Society 5.0 とは、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指すもので、2016 (平成 28) 年に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画 (2016 (平成 28) ~2020 (令和 2) 年度) において提唱されました。

Society 5.0 で実現される社会では、IoT (Internet of Things) ですべてのモノと人がつながりさまざまな知識や情報が共有されるほか、人工知能 (AI) やビッグデータ、ロボット、自動走行車などの技術により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服が期待されています。

イノベーションで創出される新たな価値として、健康面では予防検診やロボット介護、産業面では農作業の自動化や最適なバリューチェーン・自動生産、環境面ではエネルギーの多様化などが挙げられています。



出典：内閣府 HP

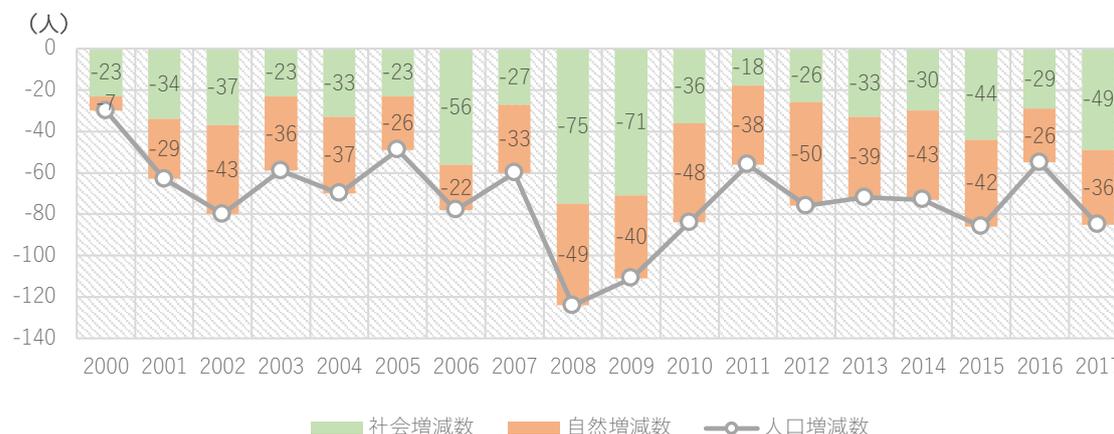
2-2 東秩父村の現状と課題

急速な少子高齢化は本村においても進行しています。高齢になっても安心して暮らせる環境や、本村で安心して子どもを産み育て、働くことができる地域づくりが欠かせません。

(1) 人口の動向

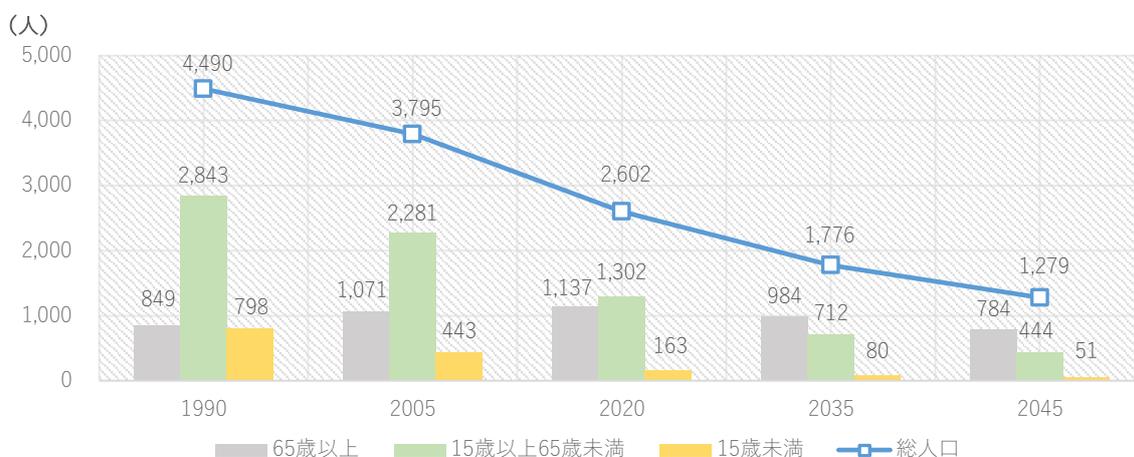
東秩父村では、転入者数より転出者数の方が多く（社会減）、出生者数より死亡者数の方が多い（自然減）状況が続いています。村の総人口は平成2（1990）年には約4,490人でしたが、令和2（2020）年には2,602人となり、令和27（2045）年頃には総人口1,300人を下回る見込みです。

人口の自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「村民台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

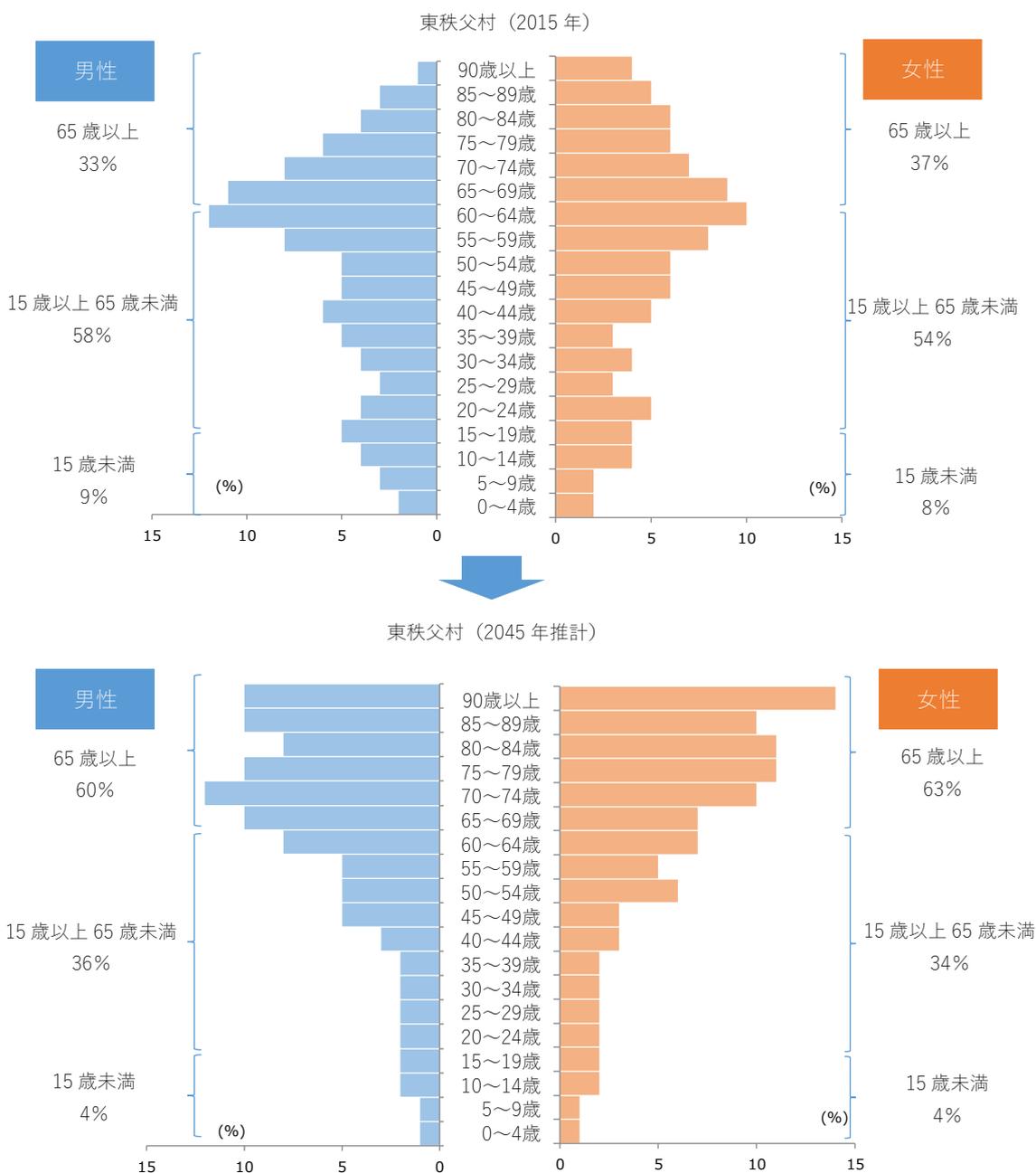
東秩父村 総人口の推移及び推計人口



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

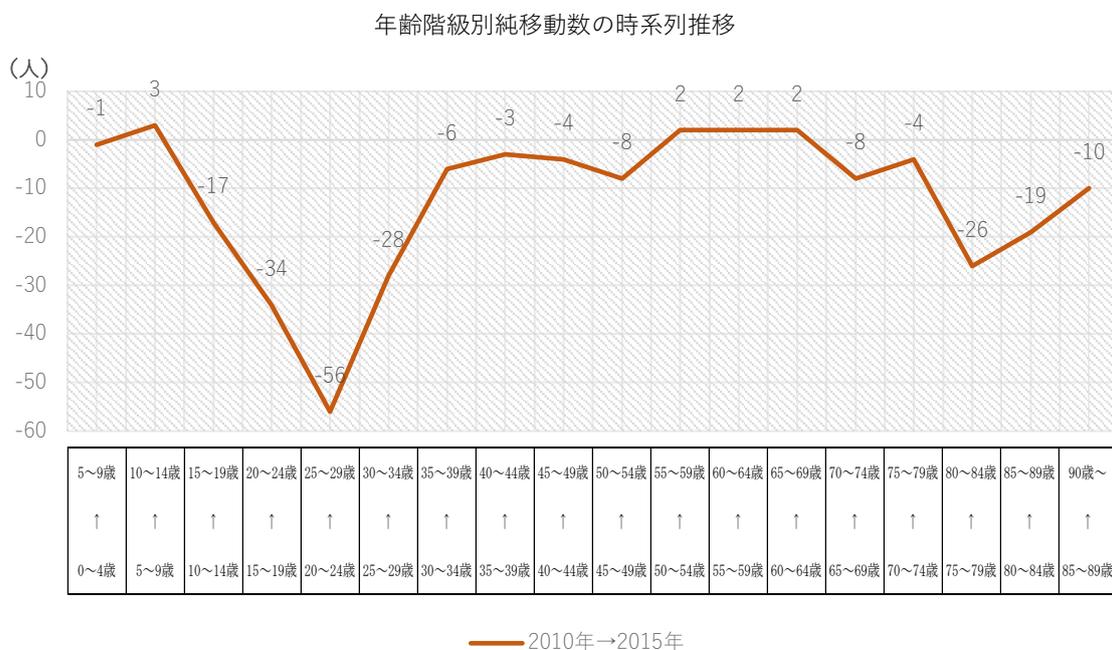
このまま少子高齢化が続くと、令和 27（2045）年には男性の人口における 65 歳以上の方の割合が約 60%、女性の人口における 65 歳以上の方の割合が約 63%となる見込みです。男女ともに、15 歳以上 65 歳未満の方（男性約 36%、女性約 34%）を大きく上回ることが予想されます。

人口ピラミッドの変化



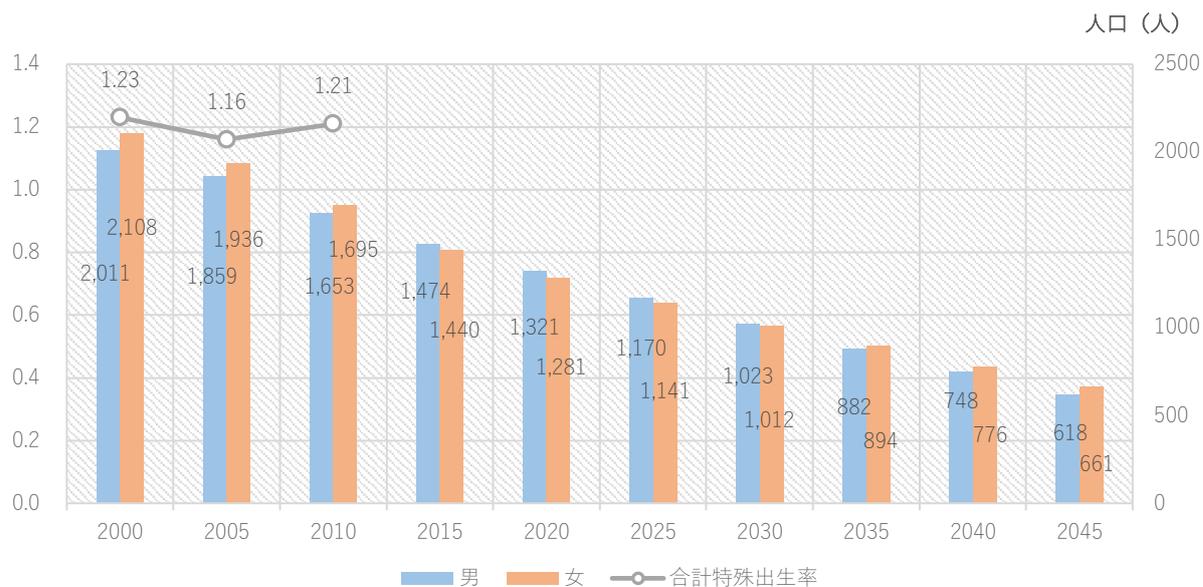
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

年齢階級別の純移動数の時系列推移を見ると、10代後半から20代後半の方の転出が目立ちます。合計特殊出生率は1.2前後で推移しており、「東秩父村人口ビジョン」（平成28（2016）年）に定めた目標達成（2040年に2.07）に向けた対策が求められます。



出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県生命別表」

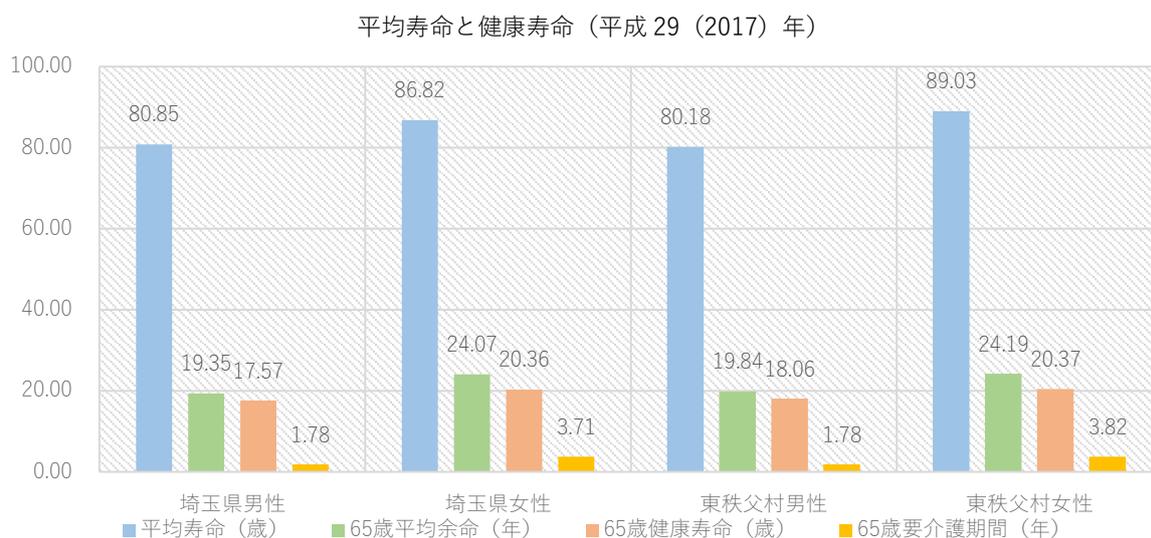
男女別人口・合計特殊出生率の推移



出典：総務省「国勢調査」「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 医療、介護、子育て等の状況

本村の平均寿命は、男性は埼玉県平均より 0.67 年短く、女性は 2.21 年長くなっています。埼玉県では独自集計として、「65 歳健康寿命」（65 歳に達した県民が介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間）を算出していますが、東秩父村の 65 歳健康寿命は、男女ともに埼玉県平均を若干上回っています。



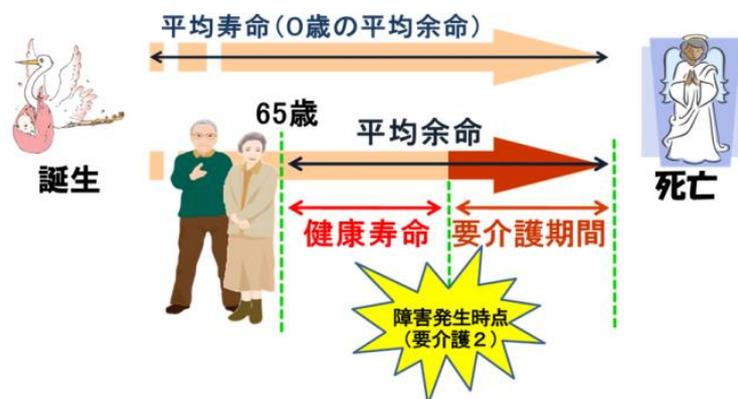
出典：埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」

注：「65 歳健康寿命」とは「65 歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間」です（65 歳平均余命 = 65 歳健康寿命 + 65 歳要介護期間）

埼玉県の健康寿命

埼玉県の健康寿命

65歳に達した県民が、健康で自立した生活を送る期間、
具体的には、「要介護2以上」になるまでの期間

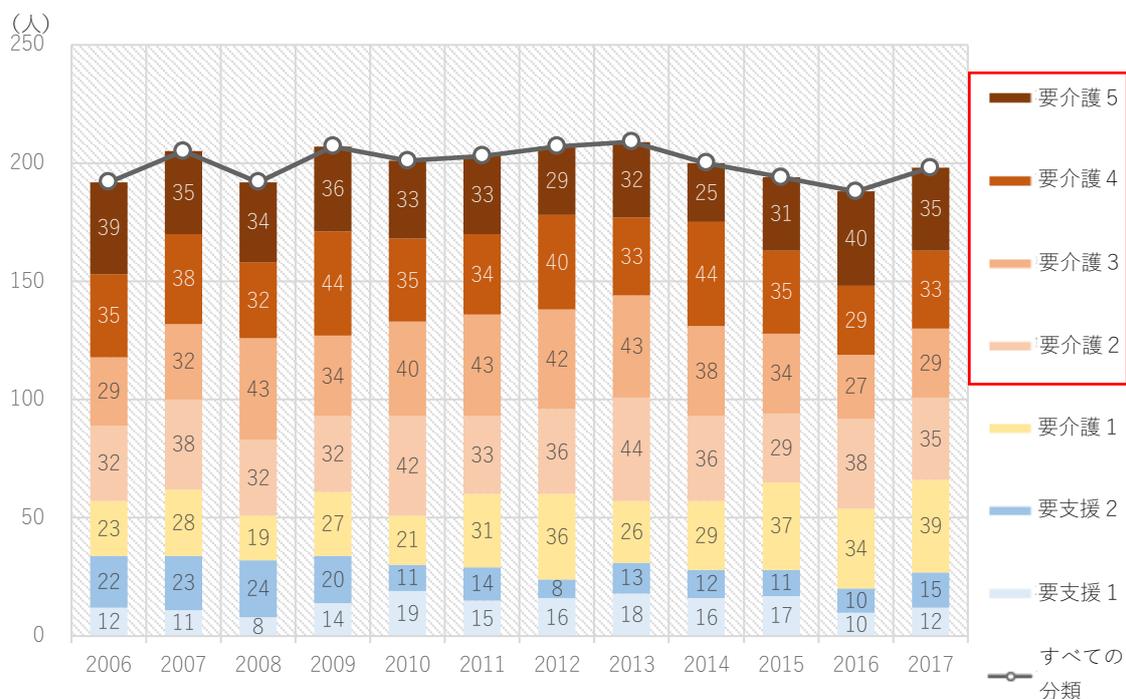


注) 厚生労働省による都道府県別健康寿命とは算出方法が違います。

出典：埼玉県保健医療部 衛生研究所資料

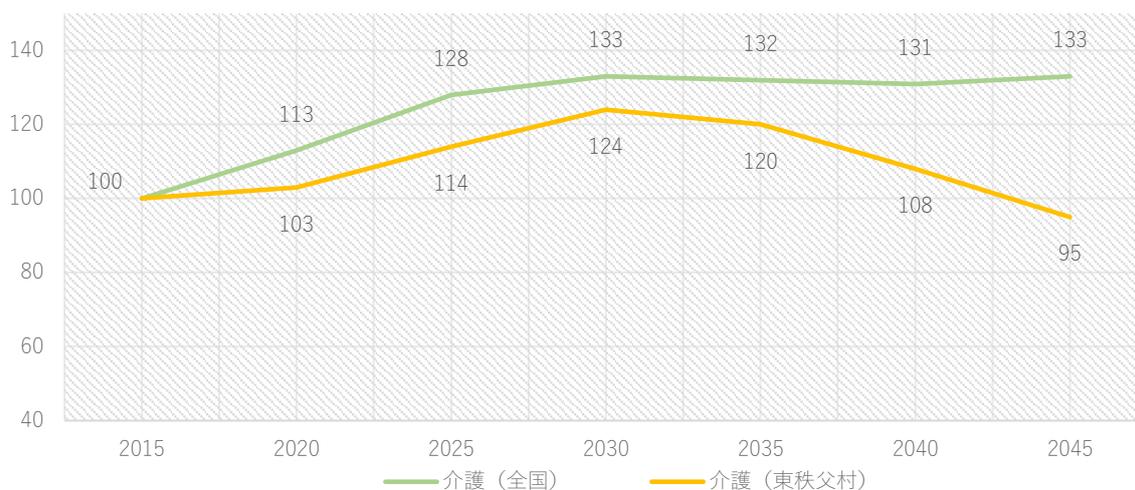
本村の要介護（要支援）認定者は、ここ10年間で200人前後で推移しています。うち、要介護2以上に当たる人は平成29（2017）年現在で132人です。少子高齢化を背景に、本村の介護需要は令和12（2030）年頃にピークを迎える見込みです。

東秩父村における要介護（要支援）認定者の推移



出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」

東秩父村における介護需要予測指数（平成27（2015）年=100）



出典：日本医師会地域医療情報システム

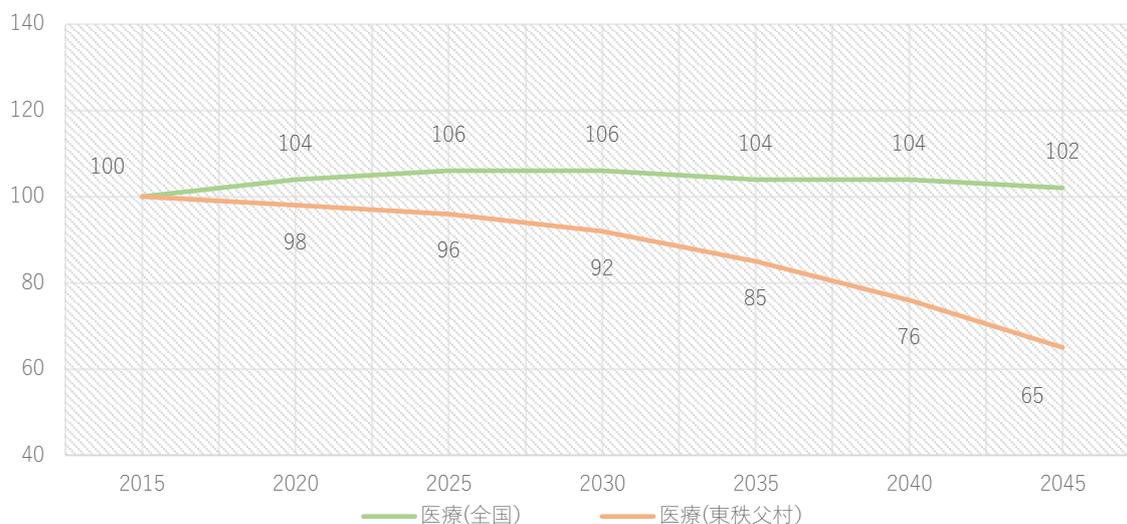
また、本村には現在病院や一般診療所、歯科診療所がありません。今後の医療需要を見極めながら、オンライン診療や訪問診療等も含めた、村民の医療機関へのアクセス(オンライン環境や交通手段の確保等)等の環境整備を進めていく必要があります。

医療施設の状況(平成28(2016)年度)

市区町村	病院		一般診療所		歯科診療所数
	病院数	病床数	診療所数	病床数	
小川町	3	377	26	18	18
ときがわ町	0	0	7	0	5
皆野町	2	210	6	0	6
寄居町	2	235	20	0	19
秩父市	6	572	59	50	34
東秩父村	0	0	0	0	0

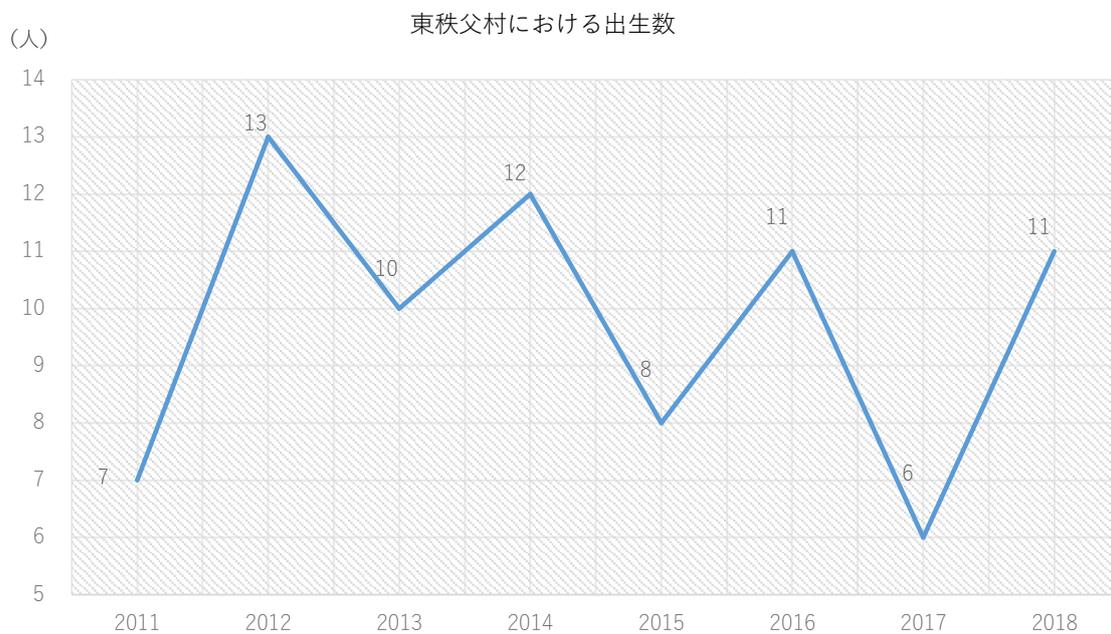
出典：平成30(2018)年埼玉県統計年鑑

東秩父村における医療需要予測指数(平成27(2015)年=100)



出典：日本医師会地域医療情報システム

本村における出生数は年間6～13人程度で推移しています。一方、城山保育園の入所児童数は、ここ5年間30～37人程度と安定して推移しています。今後も、子どもを安心して産み育てられる環境の整備が求められます。



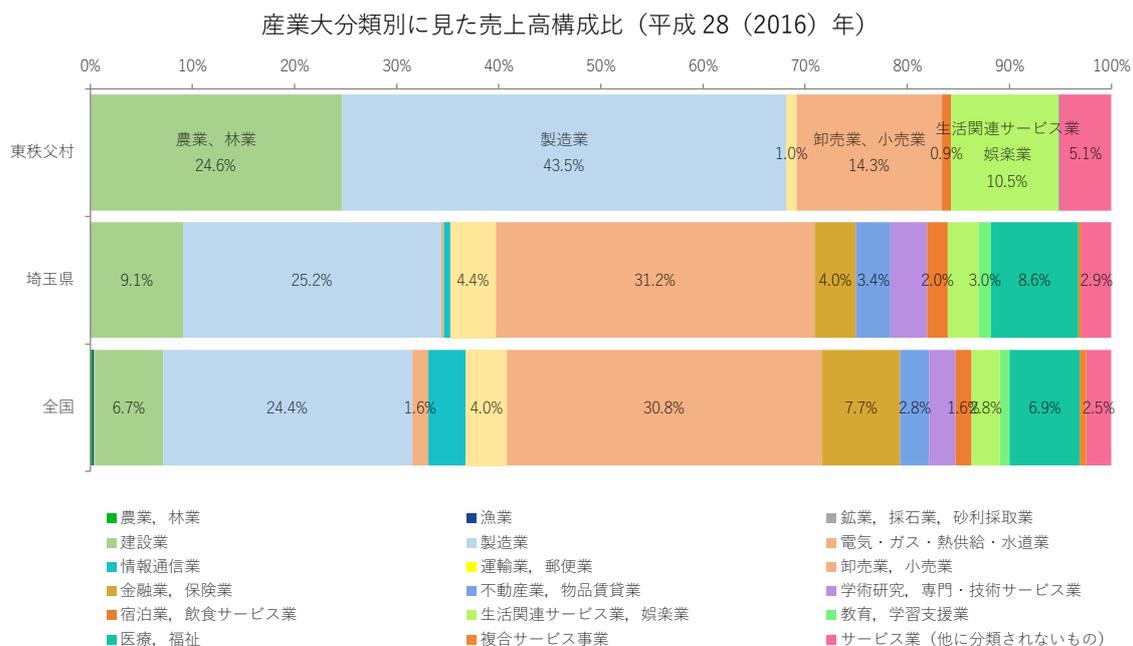
出典：東秩父村資料



出典：東秩父村資料

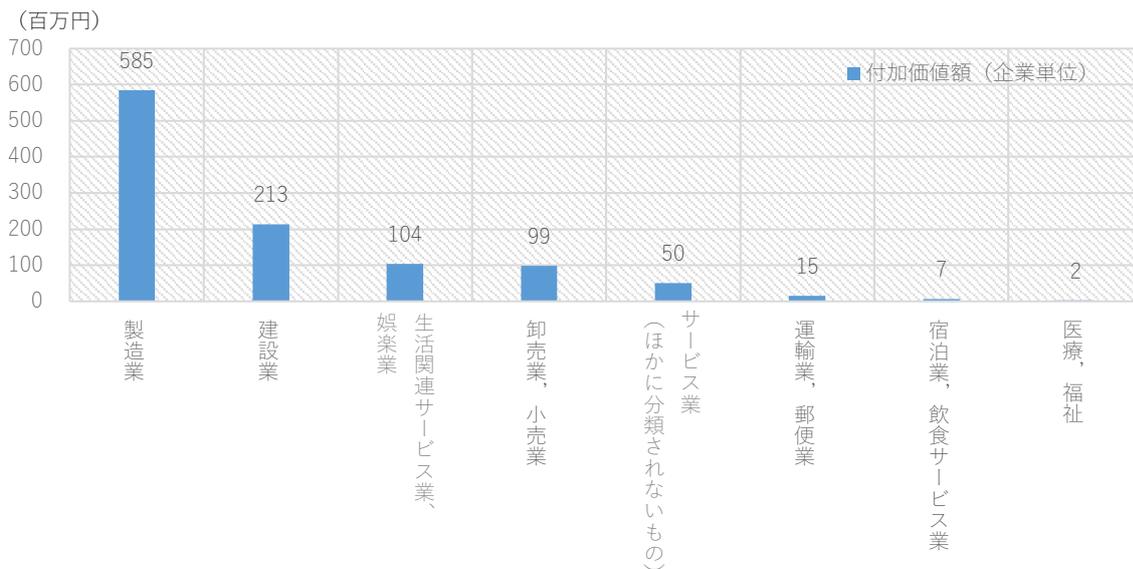
(3) 産業・交流を取り巻く状況

本村の産業大分類別に見た売上高構成比を見ると、本村の産業は全国平均や埼玉県平均と比して、製造業や農業等の比率が高いという特徴があります。儲ける力を示す付加価値額ベースでは、製造業、建設業、生活関連サービス業・娯楽業が上位を占めています。



出典：総務省、経済産業省「経済センサス活動調査」（以下同）

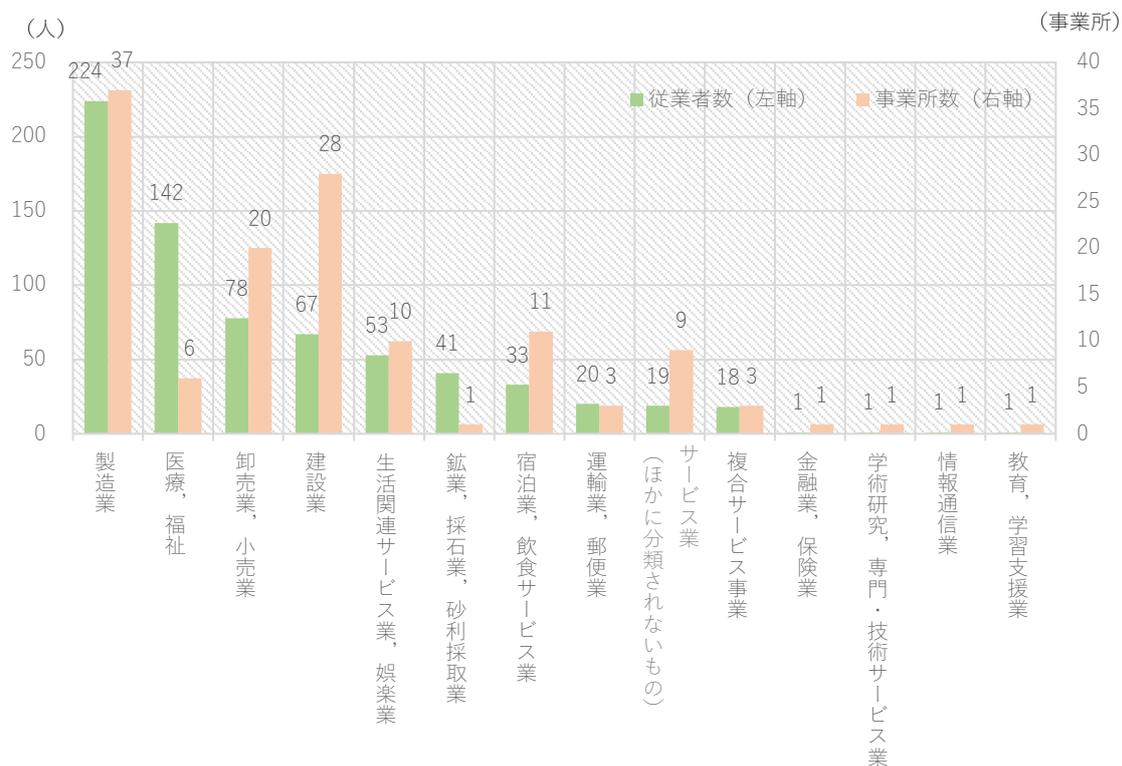
産業大分類別に見た付加価値額（企業単位）（平成 28（2016）年）



※付加価値額（企業単位）とは、企業単位（本社ベース）で集計されている統計を示しているため、域内の事業所や工場などのデータは反映されていない点に留意

村内事業所数は製造業が最も多く、建設業、卸売業・小売業と続いています。従業者数については、製造業に次いで医療・福祉、卸売業・小売業が多くなっています。本村内の事業所数、従業者数ともに減少傾向が続いており、新たな産業や雇用の場の創出が求められます。

産業大分類別に見た事業所数と従業者数（事業所単位）（平成 28（2016））



出典：総務省、経済産業省「経済センサス活動調査」（以下同）

東秩父村の村内事業所数



東秩父村の村内従業者数



本村への観光客入込数は、全体で見ると約 52～59 万人の間で推移しています。ユネスコ無形文化遺産登録もあり、和紙の里への入込客数と売上は平成 27（2015）年には大きく伸びました。村民の交流の場、地域の公共交通のハブ、東秩父村の観光拠点として、今後の展開が期待されます。

東秩父村の観光客入込客数推移



出典：東秩父村資料

和紙の里入込客数、売上推移



出典：東秩父村資料

(4) 環境を取り巻く状況

本村における1人当たりのゴミ排出量は埼玉県内の自治体で最も少なく、人口千人当たり普通自動車等保有車両数は最も多くなっています。刑法犯認知件数については年間25件以下、交通事故発生件数と火災発生件数については年間10件以下で推移しています。

東秩父村の一般廃棄物処理状況等

	埼玉県 平均	東秩父村	
			県内順位 (位)
1人当たりごみ排出量 (g)	867	642	63/63
人口千人当たり普通自動車等保有車両数 (台)	357.3	611.8	1/63
人口千人当たり軽自動車等保有車両数 (台)	178	509.4	2/63

出典：平成28年度環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、関東運輸局「市区町村別自動車保有車両数」(平成30年度末現在)

(一社)全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(平成30年度末現在)

東秩父村の犯罪認知件数、交通事故発生件数、火災発生件数

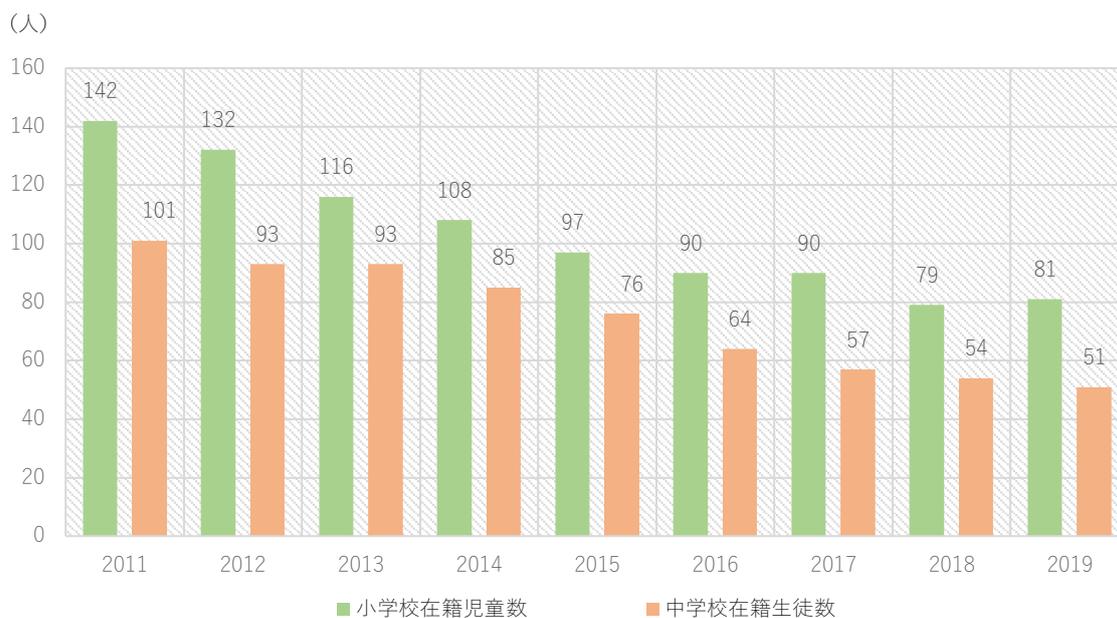
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
刑法犯	認知件数 (件)	20	10	10	25	7	9	16
	検挙件数	3	9	5	12	6	2	3
交通事故発生件数 (件)		6	10	7	5	5	5	3
火災発生件数 (件)		2	2	5	7	4	2	—

埼玉県「埼玉県統計年鑑」

(5) 教育を取り巻く状況

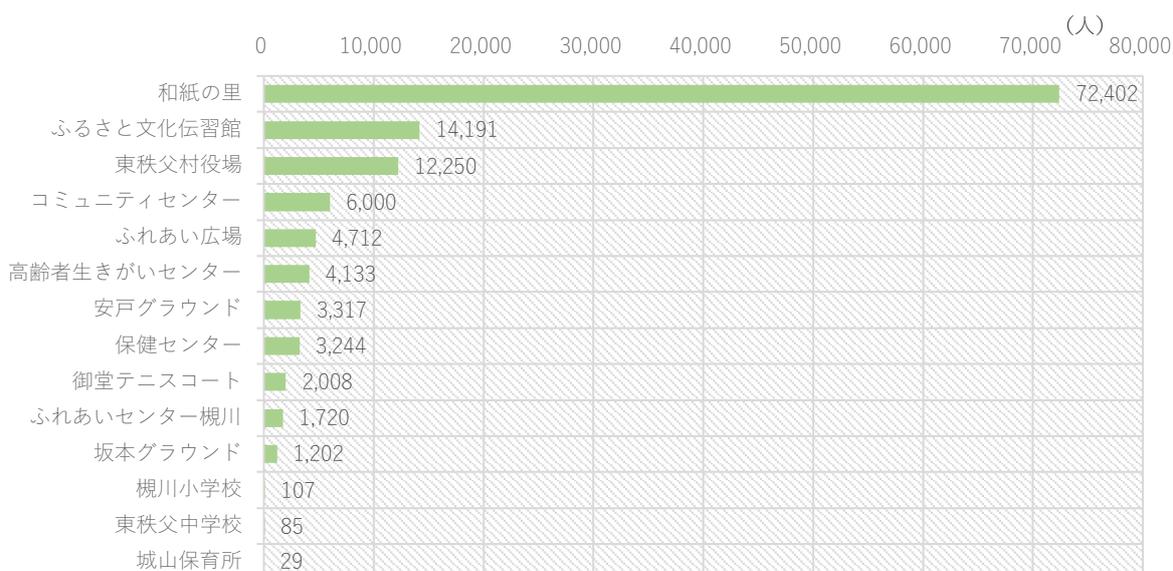
本村には小学校（槻川小学校）、中学校（東秩父中学校）が各1校ずつ存在します。槻川小学校と東秩父中学校の在籍児童・生徒数は、いずれも長期にわたって減少傾向にあります。施設の更新や規模適正化の問題については、小学校・中学校の施設利用者数や児童・生徒数の推移を注視し慎重に判断する必要があります。

小・中学校在籍児童・生徒数（令和元（2019）年5月1日時点）



出典：東秩父村資料

東秩父村 公共施設の利用状況（2013～2015年平均値）



出典：東秩父村資料

第 2 部 基本構想

< 基本構想の概要 >

○ 基本構想の位置づけ

基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成に向けた基本的施策を定めた計画であり、その実現には村民や行政等、本村に存するさまざまな主体が役割を果たすことが不可欠です。そのため、基本構想は地域社会を対象とした計画として、村民主体で策定し、「東秩父村自治基本条例」における村民（住民や村内で働く人、学ぶ人、活動する人又は団体）、及び行政の役割を具体化し、協働できる計画とします（対象：地域 策定主体：村民）。

○ 目標年次

基本構想は、令和 10（2028）年度を目標とした構想として、長期的な視点に立って本村の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方をあらわす、村政の総合的かつ計画的な指針となるものです。

○ 村民主体で策定する基本構想の策定方法

基本構想は、村民主体で策定を進めました。具体的には、多様な世代や性別の村民約 20 人によるワークショップ（以下、「村民ワークショップ」という。）を開催し、令和元（2019）年に実施した「村づくりの計画（総合振興計画）に関する意識調査」（以下、「村民意識調査」という。）等の結果も踏まえながら、「東秩父村の 10 年後のありたい姿」※について議論を行い、そこで出された意見を最大限尊重したうえで、基本構想の素案を行政でまとめました。本素案は、東秩父村総合振興計画策定等審議会へ報告し、審議会の意見を踏まえて内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しました。村民からいただいた意見は、主として「1-2 東秩父村の 10 年後のありたい姿」、「2 施策の大綱」等に取りまとめられています。

※計画期間は、8 年であるが村民ワークショップ参加者のイメージが湧きやすいよう 10 年と設定した。なお、村民ワークショップは全 2 回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全 1 回の開催とした。

○ 基本構想の実現に向けて

今回の総合振興計画で掲げる村づくりの実現に向けて、村民が取り組むことについては、村民ワークショップにおける議論を参考として行政で整理しました。これをまず優先的に取り組む協働の取組として、広く周知を図り展開をしていきます。行政においては、基本構想にもその役割は記載されていますが、計画実現に向けたより具体的な取組内容を基本計画に記載するものとします。

○ SDGs との一体的な推進について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のために、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標を定めています。

SDGs は、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、総合振興計画で掲げる「村づくりのビジョン」や「10 年後のありたい姿（伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村）」の実現に向けた目標としてとらえることもできます。

そのため、本村では総合振興計画の基本構想・基本計画の各分野（健康・福祉分野、産業・交流分野、防災・環境分野、教育・文化分野）と SDGs の 17 の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGs の達成につなげていきます。なお、内閣府地方創生推進事務局は、自治体向けの指標として「地方創生 SDGs ローカル指標」を策定しました。本村の取組においては、本指標を参考として進めることとします。

1 村づくりのビジョン

1-1 東秩父村自治基本条例と村民憲章

「第6次東秩父村総合振興計画」は、本村の自治に関する最高規範である「東秩父村自治基本条例」の理念に則り策定するものとします。本条例第4条では、次の村民憲章を定めています。

東秩父村民憲章

みどりの山なみと清らかな槻川の流れ、
そこにひらけた東秩父はわたしたちの村です。
住みよいしあわせな村にいたしましょう。

- 清潔な村をつくりましょう
美しい水の流れのように
- 福祉の村をつくりましょう
暖かくやさしい光のように
- 勤勉な村をつくりましょう
実り豊かな大地のように
- 文化の村をつくりましょう
咲きかおる花のように
- 平和な村をつくりましょう
明るく広い青空のように

1-2 東秩父村の10年後のありたい姿

「東秩父村の10年後のありたい姿」を、次のように定めます。

伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村

本村は、中央に清らかな槻川が流れ、四季折々の花が咲き誇る豊かな自然に恵まれた村です。また、先人たちが培ってきた産業である手漉き和紙をはじめとするさまざまな文化があります。近年は、防災情報通信システム（タブレット）導入に伴う防災施策や、和紙の里の公共交通ハブ化・観光拠点化などの生活環境改善・地域活性化施策にも取り組んできました。村民意識調査では、76.2%の方が「東秩父村に住み続けたい」と回答されています。

一方、本村では全国平均と比べても早いスピードで、少子高齢化と人口減少が進んでいます。人口減少を少しでも抑制し、持続可能な村としていくためには、現状と課題を踏まえ、村民が安心して暮らせる村の実現に向けて取り組んでいくことが欠かせません。

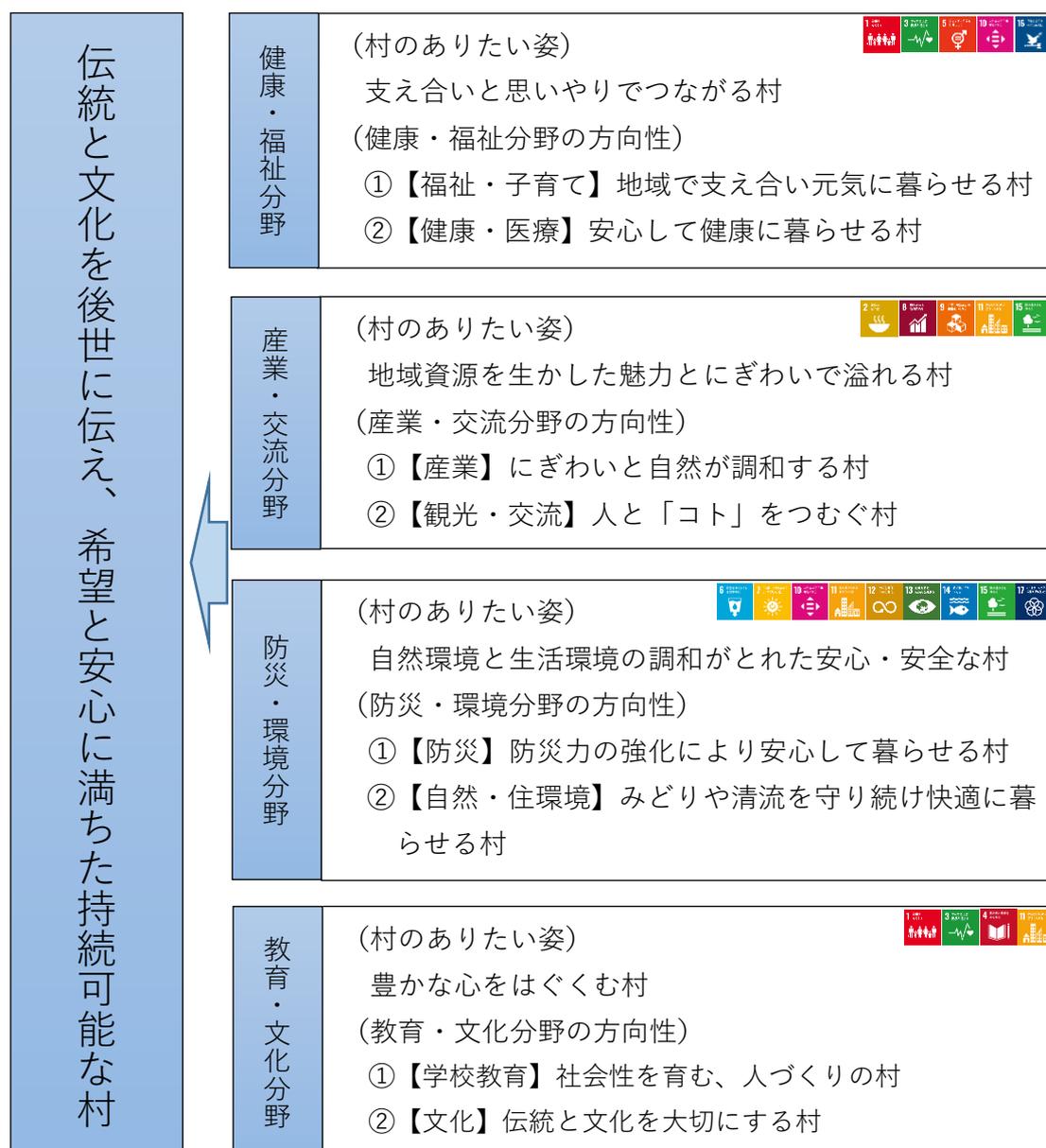
村民意識調査では、生活の利便性確保や地域活性化、医療・介護の充実を求める声が多く寄せられました。また、令和2（2020）年に実施した村民ワークショップでは、「東秩父村の10年後のありたい姿」として、「伝統文化や自然環境を生かした産業振興」、「自然環境と生活環境の調和」、「地域コミュニティの再編」、「老若男女が安心して暮らすことができる村づくり」といった意見が挙げられました。

これまでの取組や村民の意見を総合的に踏まえ、本村の10年後のありたい姿を「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」とすることとします。このありたい姿の実現に当たっては、村民（住民のほか、村内で働く人、学ぶ人）、村民活動団体（ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織）、行政区（地域に住む人の地域自治組織）、事業者（村内で事業活動を行う方）、議会、村の執行機関、本村を応援して下さる方、本村を訪れる方などさまざまな方々の協働と協力が欠かせません。

「第6次東秩父村総合振興計画」は、このような村づくりを実現するための計画となります。基本構想の「2 施策の大綱」において、ありたい姿に向けた村民と行政の協働の取組を示すこととします。なお、行政の取組の詳細については、基本計画において詳細を示すものとします。

2 施策の大綱

施策の大綱として、「健康・福祉」、「産業・交流」、「防災・環境」、「教育・文化」の4つの分野を定めます。各分野における村のありたい姿や方向性については、次のとおりとします。また、各分野にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合振興計画と地方創生、SDGsを一体的に推進していきます。



2-1 健康・福祉分野

(1) 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 保健・医療
- 地域福祉
- 子育て支援
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉 等



(2) 本分野における村のありたい姿

本分野における村のありたい姿は次のとおりです。

支え合いと思いやりでつながる村

一人暮らしの人でも医療・介護にアクセスできる、安心して子どもを産み育てることができ、困ったときに相談し合える、地域がまとまりお互いを支え合っている、そんな「支え合いと思いやりでつながる村」をありたい姿とします。

(3) 本分野の方向性

本分野の村づくりの方向性を次のとおり定めます。

① 【福祉・子育て】地域で支え合い元気に暮らせる村

世代を超えてコミュニケーションを図れるように地域コミュニティを充実させ、福祉環境や子育て環境を整備することで、お年寄り、若者、子育て世代が地域で支え合い、元気に暮らすことができる村を目指します。

② 【健康・医療】安心して健康に暮らせる村

各自が健康意識を高めるとともに、医療体制の検討・整備を進めることで、住み慣れた地域で生涯安心して健康的に暮らすことができる村を目指します。

(4) 本分野の目標値

本分野の目標値を次のように定めます。なお、当分野における令和元年度の基準値については、村民意識調査の結果により設定しています。

① 目標値1「子育て施設・サービスが充実している」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
23.4%	25.0%	30.0%

② 目標値2「福祉施設・サービスが充実している」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
31.9%	35.0%	40.0%

③ 目標値3「健康について満足している」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
38.0%	45.0%	60.0%

(5) 本分野における各主体の役割

目標値の達成に向けた各主体の役割を次のように定めます。

村民	時代の担い手である子どもを大切にし、高齢になっても健康を維持し、一人ひとりの困りごとに目が行き届くようなコミュニティの維持に努めます。
行政	村民の健康を守るため、積極的な情報発信等に努めます。また、生涯安心して生活できる医療・介護・子育て環境を整備します。

2-2 産業・交流分野

(1) 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 産業振興
- 観光振興
- 移住・定住促進
- 雇用促進
- 国際交流、国内交流 等



(2) 本分野における村のありたい姿

本分野における村のありたい姿は次のとおりです。

地域資源を生かした魅力とにぎわいで溢れる村

自然環境や伝統産業、地域コミュニティといった地域資源を生かした、人が自然と集まる魅力とにぎわいで溢れる村をありたい姿とします。

(3) 本分野の方向性

本分野の村づくりの方向性を次のとおり定めます。

① 【産業】にぎわいと自然が調和する村

自然環境などの地域資源と生活環境、就労環境などが調和し、老若男女がいきいきと働き生活することができる、にぎわいと自然が調和した村を目指します。

② 【観光・交流】人と「コト」をつむぐ村

本村の地域資源を活用し、体験型観光・交流を推進し、関係人口や交流人口が増加する、人と「コト」をつむぐ村を目指します。

(4) 本分野の目標値

本分野の目標値を次のように定めます。なお、目標値1における令和元年度の基準値については、村民意識調査の結果により設定しています。

① 目標値1「働く場が充実している」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
2.8%	6.4%	10.0%

② 目標値2「東秩父村の観光入込客数」

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
51.6万人	56.0万人	60.0万人

(5) 本分野における各主体の役割

目標値の達成に向けた各主体の役割を次のように定めます。

村民	東秩父村の環境を生かした産業の発展に向けて、地域や同業者による仲間づくりを進め、地域交流や同業者の親睦促進、後継者育成等を図ります。
行政	村民の意見に耳を傾け、村内外の地域交流強化、産業振興に向けた基盤の整備、新たな雇用の機会確保・創出等に取り組みます。

2-3 防災・環境分野

(1) 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 防災・消防・防犯・交通安全
- 住環境整備・消費生活
- 道路・河川整備
- 公共交通網整備
- 環境保全・資源循環 等



(2) 本分野における村のありたい姿

本分野における村のありたい姿は次のとおりです。

自然環境と生活環境の調和がとれた安心・安全な村

自然環境や危機管理への高い意識が維持され、自然環境と生活環境の調和がとれた安心・安全な村をありたい姿とします。

(3) 本分野の方向性

本分野の村づくりの方向性を次のとおり定めます。

① 【防災】防災力の強化により安心して暮らせる村

村全体で自然災害などに対する防災対策が予め講じられ、災害時にはお互い助け合うことができる、防災力の強化により安心して暮らせる村を目指します。

② 【自然・住環境】みどりや清流を守り続け快適に暮らせる村

次世代に向けて美しい自然環境を維持・活用することで、すべての人がみどりや清流を守り続け快適に暮らせる村を目指します。

(4) 本分野の目標値

本分野の目標値を次のように定めます。なお、当分野における令和元年度の基準値については、村民意識調査の結果により設定しています。

① 目標値1「防犯・防災・消防体制が整っている」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
36.6%	45.0%	55.0%

② 目標値2「東秩父村での生活に満足している」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023)年度	令和9 (2027)年度
56.9%	60.0%	63.0%

(5) 本分野における各主体の役割

目標値の達成に向けた各主体の役割を次のように定めます。

村民	村全体で村内の自然環境の整備・点検や美化（ゴミ、生活排水処理など）に取り組むほか、災害時には村民同士でお互い助け合うように努めます。
行政	近隣自治体と広域的な連携を行いつつ、村民と協働で自然環境や生活環境、危機管理体制の維持に努めます。

2-4 教育・文化分野

(1) 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 学校教育・生涯学習
- 社会教育施設
- 文化振興
- スポーツ振興 等



(2) 本分野における村のありたい姿

本分野における村のありたい姿は次のとおりです。

豊かな心をはぐくむ村

小さな村ならではの強みを生かし、きめ細やかな学校教育や文化振興等に取り組む、豊かな心をはぐくむ村をありたい姿とします。

(3) 本分野の方向性

本分野の村づくりの方向性を次のとおり定めます。

① 【学校教育】社会性を育む、人づくりの村

学校においてきめ細やかな教育、楽しい学校づくりに取り組むことに加え、地域全体が連携して子どもが安心して学ぶことができる環境を整えることで、社会性を育む、人づくりの村を目指します。

② 【文化】伝統と文化を大切にす村

細川紙の技術継承やこれまで受け継がれてきた文化や歴史を後世に伝え、生かすことで、訪れた人が魅力を感じられる、伝統と文化を大切にす村を目指します。

(4) 本分野の目標値

本分野の目標値を次のように定めます。なお、当分野における令和元年度の基準値については、村民意識調査の結果により設定しています。

① 目標値1「学校教育の環境が整備されている」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023) 年度	令和9 (2027) 年度
29.5%	32.0%	35.0%

② 目標値2「生涯学習・文化活動が盛んである」と回答した村民の割合

基準値 (2019)	令和5 (2023) 年度	令和9 (2027) 年度
17.3%	18.0%	20.0%

(5) 本分野における各主体の役割

目標値の達成に向けた各主体の役割を次のように定めます。

村民	子どもが安心して遊び、学ぶことができる村となるように、地域全体で連携して子どもを見守ります。
行政	時代に即した学校教育の推進や保護者の経済的負担軽減、細川紙等の伝承を含め文化活動振興を進めます。

3 人口の将来展望の検証

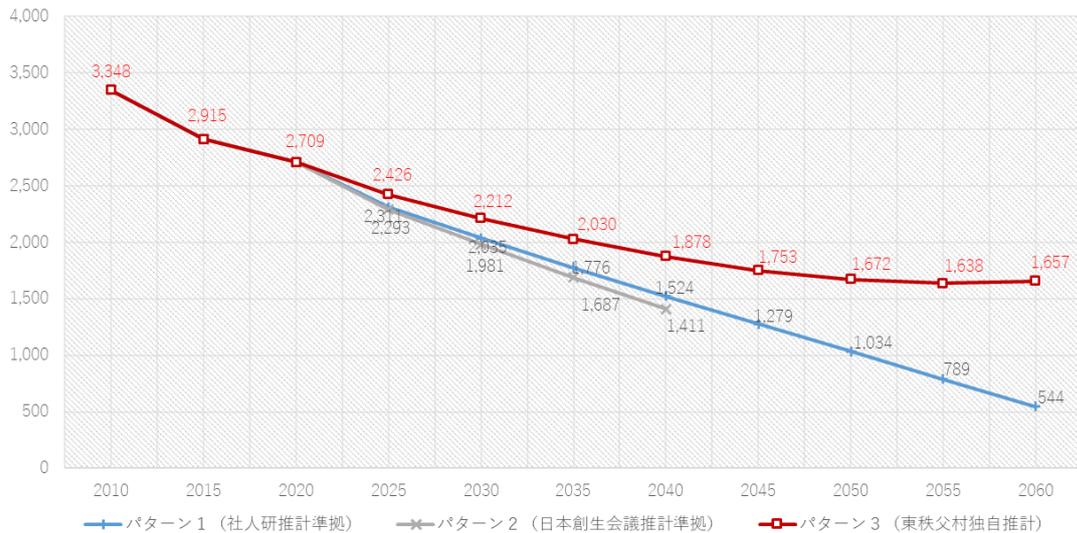
(1) 第1期東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョン

第1期東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28（2016）年）策定に当たり、本村では人口の将来展望である「人口ビジョン」の提示を行いました。人口ビジョン策定においては、国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠したパターン1、日本創生会議推計に準拠したパターン2を参考としつつ、東秩父村独自推計であるパターン3を目標とすべき人口として設定しました。パターン3については、以下の仮定等に基づいています。

自然増減については、「村づくりの計画に関する意識調査」（平成27（2015）年）によると、将来の子どもの人数として「2人」次いで「3人」を希望する意向が多かったことから、また国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値（2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07）も鑑み、本村も同じ出生率を達成・推移すると仮定し、将来人口推計を行いました。

また、社会増減については、こちらも、同アンケートにおいて、回答者の約半数が定住の意向であること、また若い世代のUターンの余地もあることを踏まえ、総合戦略を着実に実行していくことにより、転出者が転入者を上回る現状を改善し、2040年に純移動数（転入数－転出数）がプラス（転入数が転出数を上回る）となり、その後はその状態が続くことを目指し、将来人口推計を行いました。

(人) 東秩父村の将来展望 人口推計（平成28（2016）年 策定）



(2) 再推計及び今後の展望

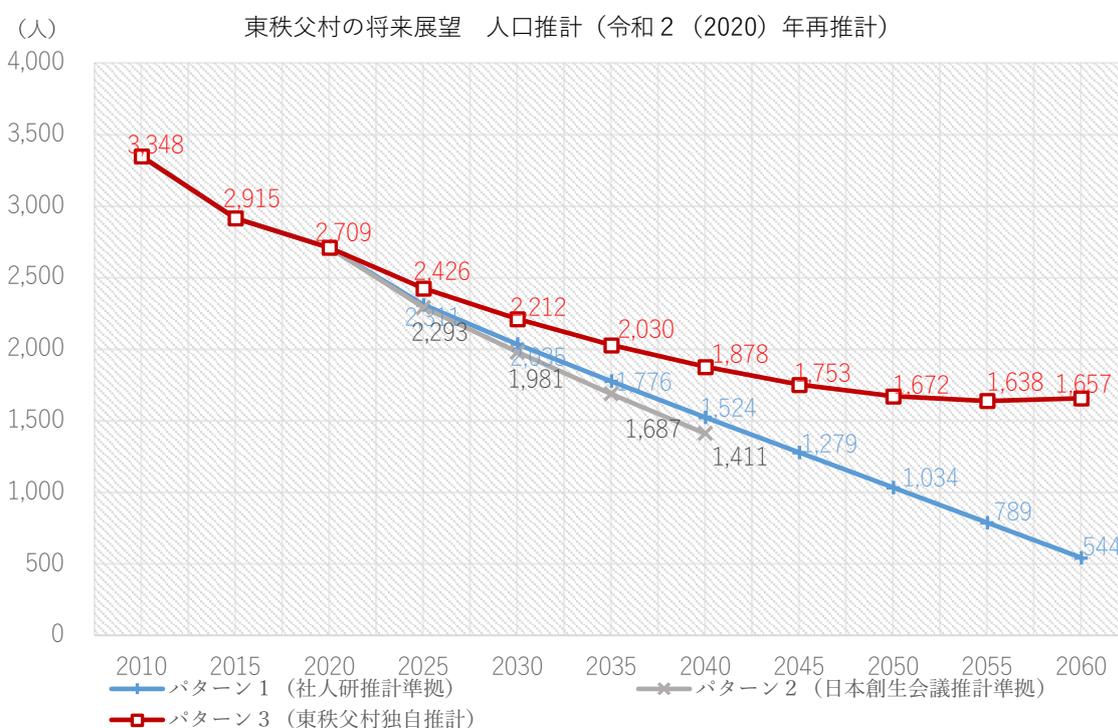
前回の人口ビジョン策定から4年が経過したことから、平成27(2015)年の国勢調査を平成27(2015)年の基準人口としつつ、平成30(2018)年公表の社人研推計をもとに、パターン1(社人研推計準拠)の再推計を行いました。

その結果、パターン1の人口減少の速度は前回推計よりもやや早くなったものの、前回推計同様、純移動率縮小傾向なしと設定した最も厳しい推計のパターン2(日本創生会議推計準拠)を下回ることはありませんでした。この点から、人口の将来展望の前提条件については、前回推計時から大きな変更はないものと考えられます。

人口の将来展望の前提条件に変更がなく、人口ビジョンは村の施策の効果があらわれた場合の目標の人口であることから、現行の人口ビジョンを維持することが妥当であると考えられます。

本村の施策に事業効果が現れ、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値を達成・推移すると仮定した場合、2040年に人口1,878人、2060年には人口1,657人と社人研推計と比べ2倍近くの人口改善が見られます。このことから、本村では、2060年において人口1,600人規模を維持し、将来にわたって持続可能な村を目指すこととします。

なお、人口の将来展望については定期的に再推計を行い、将来展望の前提条件に大きな変動が見込まれる場合は、人口ビジョンの改訂を行っていくものとします。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」、第1期東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略
 ※R4.3 国勢調査結果により、一部修正

条件別人口推計シミュレーション パターン

パターン名	条件
パターン 1 (社人研推計準拠)	国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠。全国の人々の移動が、今後一定程度縮小することを前提とし推計（純移動率縮小傾向）。
パターン 2 (日本創生会議推計準拠)	日本創生会議による推計に準拠。全国の人々の移動が縮小せずに、概ね同水準で推移するとし推計（純移動率縮小傾向なし）。
パターン 3 (東秩父村独自推計)	東秩父村独自推計。下記仮定に準拠し推計。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 22（2040）年に合計特殊出生率 2.07 へ改善 ・令和 22（2040）年に純移動数（転入数－転出数）プラスへ改善